

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

中越森林管理署長 殿

買 受 人 住 所

氏 名

(電話番号)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申込みます。

物件番号	1 号	品名	スバル フォレスター			
売買代金明細		金額 (税抜)	課税対象額合計	消費税	金額 (税込)	課税／非課税等 (税率)
車体価格		円	円	円	円	課税(10%)
自動車重量税残存価格		4,725 円				
自賠責保険料残存価格		2,205 円				
リサイクル預託金		13,000 円	0 円	0 円	13,000 円	非課税
合計		円	円	円	円	

売 払 決 議

決議年月日 令和 年 月 日

署長	次長	総括森林 整備官	総括事務 管理官	主任事務 管理官	主査

上記物品を売買契約書省略のうえ売払ってよろしいか。
なお、代金納入後は下記職員により引き渡しを実施してよろしいか。

適用法規	売払い事由
会計法 第 条 項 号	不要物品の売払い
予決令 第 条 項 号	

引渡職員	
------	--

(裏面)

契 約 条 項

1. 代金は指定どおり納付すること。
2. 物件の引き渡しは代金納入の日とする。また買受人は引き渡し受領書を森林管理署長に提出するものとする。
3. 搬出期間は物件引き渡しを終了した日から起算して15日間とし、指定区域外に搬出すること。
4. 買受人が、やむを得ない事由により前記搬出期間満了日前にその期間の延長を申請したときは、森林管理署長はその事由を審査して、必要と認められる期間の搬出延期を承認することができる。
5. 前号により搬出延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を納入しなければならない。
6. 物件の種類数量又は品質に錯誤があった場合でも買受人はこれについて異議を述べることができない。物件に隠れた傷があった場合でも同様である。
7. 物件引き渡し前に天災その他不可抗力によって物件の損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることができない。
8. 買受人が前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議を申し立てることはできない。
9. 前項により契約を解除したときは、契約金額の100分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
10. その他細部については、森林管理署の指示に従うこと。